

6月1日から 国民健康保険傷病手当金の支給申請受付が始まります

国民健康保険の被保険者で、被用者である方が新型コロナウイルス感染症に罹患したことなどにより働くことができなかった期間において傷病手当金の支給を行います。

【対象者】 次の①～③すべてを満たす方 ①国民健康保険の被保険者②雇用契約に基づいて定期的に給与等の支払いを受けている被保険者（個人事業主などは対象外）③感染症に感染、または発熱など感染の疑いによる療養のため働くことができず、給与等を受けることができない被保険者

【支給対象日数】 働くことができなかった日から起算して3日を経過した日から働くことができなかった期間

【支給額】 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×支給対象日数（上限あり）

※給与等の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

【適用期間】 2年1月1日～9月30日の間で、療養のため働くことができない期間（ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで）

【申請方法】 原則郵送とします。申請書類が必要な方には書類を郵送しますので、市へお問い合わせください。なお、申請には医師の意見書と事業主の証明書が必要です

【お問い合わせ】 保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733

6月1日から 後期高齢者医療制度傷病手当金の支給申請受付が始まります

後期高齢者医療制度の被保険者で被用者である方が新型コロナウイルス感染症に罹患したことなどにより、働くことができなかった期間において、傷病手当金の支給を行います。

【対象者】 次の①～③すべてを満たす方 ①後期高齢者医療制度の被保険者②雇用契約に基づいて定期的に給与等の支払いを受けている被保険者③感染症に感染、または発熱など感染の疑いによる療養のため働くことができず、給与などが受けることができない被保険者

【支給対象日数】 働くことができなかった日から起算して3日を経過した日から働くことができなかった期間（上限あり）

【支給額】 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×支給対象日数

※給与等の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

【適用期間】 2年1月1日～9月30日の間で、療養のため働くことができない期間（ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで）

【申請・お問い合わせ】 東京都後期高齢者医療広域連合 ☎0570・086・519



おわびと訂正
広報5月1日号4面に掲載しました「第5次長期総合計画基本構想（素案）に対するパブリックコメント（ご意見）を募集します」に誤りがありました。閲覧期間・場所に「各連絡所（中央・滝山・ひばりが丘・東部）」とありますが、正しくは「各連絡所（上の原・ひばりが丘・滝山）」です。おわびして訂正いたします。
詳しくは企画調整課 ☎470・7702へ。

東久留米市空家等対策協議会の 市民委員（第2期）を募集します

4月からスタートした「東久留米市空家等対策計画」を総合的かつ計画的に実施するため、東久留米市空家等対策協議会を設置いたします。同協議会は、市長の附属機関として設置され、学識経験者、市民などで構成される組織です。
今回、第2期の市民委員を次の通り募集します。

【任期など】 8月27日～4年8月26日。年4回（6回程度）の会議を予定（平日の午後）

【応募資格】 市内在住で満18歳以上の方

【選任人数】 2人

申し込みは、6月15日（月）までに（必着）、「空家等対策協議会委員希望」と明記し、住所・氏名・年齢・

東久留米市特別職報酬等審議会委員 （市民委員）を募集します

特別職報酬等審議会は、市議会議員の報酬の額および市長、副市長、教育長の給料の額について、市長の諮問に応じて審議する附属機関です。市内の公共的団体等の代表者と市民の計8人により構成されます。
今回、公募による市民委員

を次の通り募集します。

【任期など】 6月下旬～11月初旬。4回程度の開催を予定（平日）

【応募資格】 市内在住で満18歳以上の方

【募集人数】 若十名

申し込みは5月29日（金）までに（必着）、「特別職報酬

お忘れなく！

軽自動車税（種別割）の納期限は 6月1日（月）です

バイクや軽自動車等の所有者に課税される「令和2年度軽自動車税（種別割）」の納期限は、6月1日（月）です。5月11日に発送した納税通知書に記載されている金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。

軽自動車税（種別割）は申請により減免される制度があります。詳しい減免要

性別・電話番号・メールアドレス（お持ちの方のみ）を記入の上、応募動機と「身近に感じる空き家の問題」を合わせて800字程度にまとめ、〒203-8555、市役所環境政策課へ郵送、直接提出（5階8番窓口）、または電子メール（kakyosei.saku@city.higashikurume.jp）で送信を。
※選考結果は、7月中旬に通知します。
詳しくは同課 ☎470・7753へ。

等審議会委員希望」と明記し、住所・氏名・年齢・性別・電話番号・電子メールアドレス（お持ちの方のみ）を記入の上、「応募動機」を400字程度にまとめ、〒203-8555、市役所総務課宛て郵送、直接持参（市役所4階）、または電子メール（somu@city.higashikurume.jp）で送信を。
※選考結果は、6月中旬までに通知します。
詳しくは同課 ☎470・7714へ。

あつた方は申請が必要です。詳しくは同係 ☎470・7777（内線2331・2332）へ。

市税等の納期内納付 にご協力ください

6月1日（月）は、固定資産税・都市計画税第1期、軽自動車税の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）・コンビニエンスストアでお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に 引き続き皆さまのご協力をお願いします

東久留米市長 並木克巳

5月4日に、緊急事態宣言の5月末までの延長が発表されました。それに伴い、東京都も緊急事態措置の延長を決定されています。東久留米市もこのことを受け、施設の休館の延長などの対応をしております。

市民の皆さまには、長きにわたる自粛要請に多大なるご理解とご協力をいただいていることに心から感謝いたします。皆さまが楽しみにされていたゴールデンウィークですが、感染拡大防止のためさまざまな協力をしていただきました。宣言の延長がされた今、これらの努力が必ずや報われると信じ、改めて感染拡大防

止への協力をお願いいたします。総理大臣が記者会見の中で、かつての日常を取り戻すのは大変難しいことや長期戦の覚悟ということや長期にわたる自粛要請に多大なるご理解とご協力をいただいていることに心から感謝いたします。皆さまが楽しみにされていたゴールデンウィークですが、感染拡大防止のためさまざまな協力をしていただきました。宣言の延長がされた今、これらの努力が必ずや報われると信じ、改めて感染拡大防

身近な方や団体で 善行などをされた方を推薦ください

市では、毎年10月に、表彰式典を開催しています。今年は市制施行50周年を迎えることから記念式典の中で表彰を執り行います。当日は、市の公益の増進や文化の向上に功労のあつた方や、市民の模範としてふさわしい方に、市表彰規則に基づいて表彰状・感謝状の贈呈を行います。皆さんの身近に、善行などで市民

の模範となる方や団体がありましたら、推薦してください。【推薦対象の例】5年以上続けて環境美化活動や慈善行為をしている方や団体、自己の危険も顧みず、人命を救助した方や団体

【推薦方法】5月29日（金）までに（必着）、「表彰推薦秘書広報課」と明記して、表彰候補者の住所・氏名・電話番号・善行の内容と、推薦する方の住所・氏名・電話番号（詳しい内容を確認させていただくため）を記入の上、〒203-8555、市役所秘書広報課宛て郵送、ファクス（470・7804）、または電子メール（hishokoho@city.higashikurume.jp）で送信を。詳しくは同課秘書係 ☎470・7712へ。



「令和2年度 初級手話講習会」の ご案内

手話の基礎を学びたい方に初級手話講習会を開催します。ぜひご参加下さい。
【日程】全30回。7月1日～3年3月17日の毎週水曜

【会場】さいわい福祉センター会議室

【対象者】18歳以上で市内在住・在勤の方

【定員】10人
【費用】テキスト代3300円
申し込みは5月18日（月）～29日（金）の午前9時～午後5時に電話で同センター ☎477・2711へ。詳しくは同センターへ。